福島県農業農村整備事業補助金交付要綱

１５農総第２０２号
平成１５年４月１日
５ 農 整 第 ２ ５ 号
令 和 ５ 年 ４ 月 １ 日最終改正

農　林　水　産　部　長

（趣旨）
第１条　県は、農業生産基盤の整備、農村環境基盤の整備及び農地・農業用施設の保全と管理を図るため、次の各号に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。
(1) 市町村
(2) 土地改良区
(3) 農業協同組合
(4) 福島県土地改良事業団体連合会
(5) 土地改良事業共同施行者
(6) 農地保有合理化法人
(7) 農地所有適格法人
(8) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付25農振第2245号農林水産事務次官依命通知）別紙６に規定する活動組織
(9) 前各号に定めるもののほか知事が適当と認める者。

（補助の対象及び補助額）
第２条　補助金は、補助事業者が別表に掲げる農業農村整備事業（採択基準は別に定める。）を行う場合に、当該事業に要する経費について当該補助事業者に対し、又は前条(2)～(8)に掲げる者が同じく別表に掲げる農業農村整備事業を行う場合に当該事業に要する経費について市町村が補助するとき当該補助に要する経費について市町村に対し、それぞれ交付するものとし、その額は別表に掲げる補助率を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額とする。

（申請書の様式等）
第３条　規則第４条第１項に規定する申請書は第１号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
２　規則第４条第２項第１号に規定する収支予算書は第２号様式によるものとする。
３　規則第４条第２項第２号に規定する別に定める書類は次のとおりとする。
(1) 事業の内容及び経費の配分（第３号様式）
(2) 事業の施行に関し、議会又は総会の議決又は同意を要するものにあっては、当該議決書の抄本、又は同意があったことを証する書類
(3) その他知事が必要があると認める書類等
４　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は１部とする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）
第４条　補助事業者は、前条の申請に当たり、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつこの金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
　ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りではない。
２　前項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、要綱第１０条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
３　第１項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を第４号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（補助金の交付の条件）
第５条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、国庫補助事業及び交付金事業については別表に掲げる変更以外の変更とする。県単補助事業については別表に掲げる変更とする。
２　規則第６条第１項第５号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
(1) 補助事業者は、補助金等に関する法令及び別表に掲げる国の補助金交付要綱の定めに従うこと。
(2) 補助事業者は、第２条第１項の表の事業種目のうち、工事を伴う受益地の全部又は一部を当該事業の工事の完了の公告で示された工事完了の日の属する年度の翌年度から起算して８年以内に農地以外に転用した場合は、当該転用土地の

面積に10アール当たりの補助金の額（受益面積が変更された場合は、別に定める額）を乗じて得た額（知事がこれより少ない額を定めたときはその定めた額）に相当する金額を県へ返還すべきこと。（その転用の規模が小さいこと等の理由により知事が別に定める場合を除く。）

(3) 地方公共団体以外の補助事業者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難または不適当である場合は、指名競争に付し、又随意契約をすることができる。

(4) 地方公共団体以外の補助事業者は、前号により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、第12号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

３　補助事業者は補助事業の完了後においても次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(2) 補助事業により取得した機械等を貸し付ける場合には、当該機械の購入費の額から補助金に相当する額を控除した額の償却と維持管理に要する経費の額を限度とした貸付料とする。

(3) 補助事業が完了した場合又は中止若しくは廃止された場合において、補助事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、遅滞なく品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助金額、10アール当たりの補助金額、受益地域明細及び当該受益地につき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第３条に規定する資格を有する者の住所氏名を記載した台帳を備え、かつ補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して８年間整理保存して、当該事業の受益地の転用状況を明確にしておくこと。

（変更等の承認の申請）

第６条　補助事業者は、交付決定を受けた補助金の額の変更交付の申請をしようとする場合又は規則第６条第１項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（概算払）

第８条　知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

２　前項に規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第９条　規則第11条に規定する事業の遂行状況の報告は、毎年各四半期（第４・四半期を除く。）末日現在の出来高状況について、遂行状況報告書（第６号様式）により当該四半期の最終月の翌月10日までに行うものとする。

２　補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに完了届（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条　規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、別に定める日とする）のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業の内容及び経費の配分
(2) 収支精算書（第９号様式）
(3) その他知事が必要があると認める書類等

（補助金の交付の請求）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、前条の実績報告に併せて補助金交付請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条　規則第18条第１項ただし書に規定する別に定める期間並びに同項第２号及び第３号に規定する別に定めるものは、次のとおりとする。

財 産 の 種 類	処 分 の 制 限 を 受 け る 期 間
(1)　不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第１に定められている耐用年数に相当する期間。
(2)　取得価格が１件10万円を超えるもの	５年

２　知事は、補助事業者が規則第18条第１項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部または一部を納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）
第13条　補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して８年間保存しておかなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第11号様式）を前条第１項に規定する期間について備えておかなければならない。

（権限の委任）
第14条　規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって、第２条別表に掲げる事業（ただし、第１条第１項第４号に掲げる者が行う事業を除く。）に係るものは、所轄の農林事務所の長に委任する。

附　　則
１　この要綱は、平成15年４月１日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。
２　福島県土地改良事業等補助金交付要綱（昭和60年３月30日付け60農林第253号農林水産部長通知 以下旧要綱）は廃止する。ただし、旧要綱の規定により引き続き実施している事業については、なお、旧要綱の規定を適用する。

附　　則
この要綱は、平成１５年１０月１０日から施行し、平成１５年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成１６年４月１日から施行し、平成１６年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成１６年１０月１８日から施行し、平成１６年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行し、平成１７年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成１８年４月３日から施行し、平成１８年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成１８年１２月２８日から施行し、平成１８年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２０年　４月　１日から施行し、平成２０年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２１年　４月　１日から施行し、平成２１年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２２年　４月　１日から施行し、平成２２年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２２年　８月　２日から施行し、平成２２年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２３年　４月　１日から施行し、平成２３年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２３年　６月　１日から施行し、平成２３年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２４年　４月　１日から施行し、平成２４年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２５年　３月１２日から施行し、平成２４年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱は、平成２５年１０月　９日から施行し、平成２５年度分の補助金から適用する。

附　　則
この要綱のうち下表の内容について、平成２５年１２月２５日から施行し、平成２５年度分の補助金に限り適用する。

別表（第２条　第５条）

Ⅱ　農山漁村地域整備交付金事業

事　業　名	事　業　内　容　等	補　助　率		軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
		国　費	県費		
ため池等農地災害危機管理対策事業		50%以内 [H25実施地区] 定額 （100%）	―		農山漁村地域整備交付金交付要綱 （平成22年8月13日付21農地第3966号）

Ⅲ　地域自主戦略交付金事業

事　業　名	事　業　内　容　等	補　助　率		軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
		国　費	県費		
ため池等農地災害危機管理対策事業		50%以内 [H25実施地区] 定額 （100%）	―		地域自主戦略交付金交付要綱 （平成23年4月1日付22農地第2185号）

附　　則

この要綱のうち下表の内容について、平成２６年３月６日から施行し、平成２５年度以降の補助金に適用する。

別表（第２条　第５条）

Ⅰ　国庫補助事業

事　業　名	事　業　内　容　等	補　助　率		軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
		国　費	県費		
ため池等汚染拡散防止対策実証事業	汚染拡散防止対策工の 検討・実証	定額 （100%） 第２条の規定に関わらず、工事雑費及び事務費も交付対象とする。	―		優良農地確保・有効対策事業費補助金交付要綱 （平成23年4月1日付22農振第2123号）

附　　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２７年１０月７日から施行し、平成２７年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２８年１月２９日から施行し、平成２７年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成２９年４月３日から施行し、平成２９年度分の補助金から適用する。

なお、農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業について、平成28年度補正予算（第2号）以前の予算に係る国の交付に関するものについては、従前の例による。

附　　則

この要綱は、平成３０年６月１日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成３０年１０月３日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成３０年１２月２７日から施行し、平成３０年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和元年１０月３日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和２年２月２７日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和２年１０月７日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和３年８月６日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和３年１０月８日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和４年１０月７日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和４年１２月２１日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

福島県農業農村整備事業補助事業採択基準

事業種目	採　　択　　基　　準 国庫補助事業として行う場合（改正がある場合には最新の要綱による）
福島県経営体育成促進事業	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付２９農振第２６０４号農林水産事務次官依命通達）、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付け２４農振第２１７０号農林水産事務次官依命通達）、農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２６８９号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
基幹水利施設保全管理対策	基幹水利施設保全管理対策実施要綱（制定　平成２３年４月１日付２２農振第２２０７号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
国営造成水利施設管理強化事業	水利施設管理強化事業実施要綱（制定　令和３年３月２９日付２農振第３５３４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
農業集落排水事業	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（制定　平成２８年４月２０日付２８農振第１３０号、国水下事第３号、環廃対発第１６０４２０２号、農林水産事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官依命通達）、農村整備事業実施要綱（制定　令和３年４月１日付け２農振第２７３６号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
農業集落排水事業（最適整備構想）	農村整備事業実施要綱（制定　令和３年４月１日付け２農振第２７３６号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付２４農振第２１１４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
地すべり関連事業	農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（制定　昭和４２年３月８日付４２農地Ｄ第２４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業実施要綱（制定　平成８年７月３１日付８構改Ａ第５９５号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
農村環境計画策定事業	農村環境計画策定要綱（制定　平成６年６月２３日付６構改Ｃ第３９９号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
土地改良施設リスク管理強化対策事業	土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２３２６号）によるものとする。
水利施設等保全高度化事業	水利施設等保全高度化事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付２９農振第２７０２号農林水産事務次官依命通達）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。

事業種目	採　　択　　基　　準 国庫補助事業として行う場合（改正がある場合には最新の要綱による）
震災対策農業水利施設整備事業	農村地域防災減災事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付２４農振第２１１４号農林水産事務次官依命通達）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
防災重点農業用ため池評価事業	農村地域防災減災事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付２４農振第２１１４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
農村環境整備事業実施計画	水利施設等保全高度化事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付２９農振第２７０２号農林水産事務次官依命通達）、農村地域防災減災事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付け２４農振第２１１４号農林水産事務次官依命通達）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号農林水産事務次官依命通達）、農村整備事業実施要綱（制定　令和３年４月１日付け２農振第２７３６号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
団体営水利施設長寿命化対策事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
団体営農業農村施設維持管理事業	農村整備事業実施要綱（制定　令和３年４月１日付け２農振第２７３６号農林水産事務次官依命通知）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
農用地等集団化事業	農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２６８９号農林水産事務次官依命通達）、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付２９農振第２６０４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
特定農業用管水路等特別対策事業	農村地域防災減災事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付け２４農振第２１１４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
土地改良区体制強化事業	土地改良区体制強化事業実施要綱（制定　平成２８年４月１日付け２７農振第２４２９号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付け２４農振第２０８９号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
基盤整備事業	農地耕作条件改善事業実施要綱（制定　平成２７年４月９日付け２６農振第２０６９号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
国営造成施設維持管理適正化事業	農地耕作条件改善事業実施要綱（制定　平成２７年４月９日付け２６農振第２０６９号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
農地農業用施設災害復旧事業	農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（制定　昭和４０年９月１０日付け４０農地Ｄ第１１３０号農林事務次官依命通達）によるものとする。
農業用施設災害関連事業	農業用施設災害関連事業の実施について（制定　昭和４０年９月１０日付け４０農地Ｄ第１１２９号農林事務次官依命通達）によるものとする。

事業種目	採　　　　択　　　　基　　　　準 国庫補助事業として行う場合（改正がある場合には最新の要綱による）
農地災害関連区画整備事業	農地災害関連区画整備事業実施要綱（制定　平成元年５月２９日付け元構改Ｄ第３４７号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
災害関連農村生活環境施設復旧事業	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（制定　平成２年６月７日付け２構改Ｄ第２３９号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費	農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（制定　昭和５３年３月３日付け５３構改Ｄ第１１６号農林事務次官依命通達）によるものとする。
土地改良施設維持管理適正化事業（緊急整備型（交付金））	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号農林水産事務次官依命通達）、農村地域防災減災事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付２４農振第２１１４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２３０８号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
ため池維持管理事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（制定　平成３０年３月３０日付け２９農振第２７１１号農林水産事務次官依命通達）、農村地域防災減災事業実施要綱（制定　平成２５年２月２６日付２４農振第２１１４号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。

事業種目	採択基準 農山漁村地域整備交付金事業として行う場合 （改正がある場合には最新の要綱による）
調査設計事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
福島県経営体育成促進事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号　農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
ため池等整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
農地保全整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
農業用河川工作物応急対策等事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
農業集落排水事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
農業集落排水事業（最適整備構想）	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
団体営農業農村施設維持管理事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
集落基盤再編・整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
集落基盤再編・整備事業（実施計画策定）	農山漁村地域整備交付金実施要綱（制定　平成２２年４月１日付け２１農振第２４５３号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

事業種目	採　択　基　準 農山漁村振興交付金事業として行う場合 （改正がある場合には最新の要綱による）
農村環境整備事業実施計画	農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（制定　令和３年４月１日付け２農振第３７２９号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

事業種目	採　択　基　準 東日本大震災復興交付金事業として行う場合 （改正がある場合には最新の要綱による）
福島県経営体育成促進事業	東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（制定　平成２４年１月１６日付け２３予第６３６号　農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

事業種目	採　択　基　準 福島再生加速化交付金事業として行う場合 （改正がある場合には最新の要綱による）
福島県経営体育成促進事業	福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（農林水産省）（制定　平成２６年２月２８日付け２５食第２００号　農林水産事務次官依命通知）、福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付要綱（農林水産省）（制定　平成２７年４月１５日付け２７食第１０号　農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

事業種目	採　　択　　基　　準 県単独補助事業として行う場合（改正がある場合には最新の要綱による）
かんがい排水事業	1　かんがい排水施設の保全事業であって、次の各号の全てに該当するもの。 (1)　受益戸数が２戸以上であるもの。 (2)　維持管理事業でないもの。 (3)　揚水機事業にあっては、恒久的な施設であるもの。 (4)　工種が用排水路、ため池、取水施設、用排水機であるもの。 2　農業用用排水路等において、水難事故防止上必要な安全施設を設置するものであって、次の各号の全てに該当するもの。 (1)　受益戸数が２戸以上であるもの。 (2)　当該経費が４０万円以上のものであること。
農道整備事業	農道又は農道橋の新設又は改修事業であって、次の各号の全てに該当するもの。 (1)　受益戸数が２戸以上であって、その延長が100m 以上500m 未満であり、かつ、その有効幅員３ｍ以上のもの。 (2)　農道橋の改修事業にあっては、構造が永久的で３ｍ以上の有効幅員をもつ農道橋の架け替え。 (3)　市町村道又は市町村道的性格をもたないものにかかるもの。
県単調査設計事業	福島県単独調査設計事業実施要綱（平成１６年３月３０日付け１５農整第１３８号）によるものとする。
ほ場整備事業	農地等について行う区画整理事業であって、次の各号の全てに該当するもの。 (1)　受益面積が５ha未満で、かつ、受益戸数が２戸以上のもの。 (2)　工種が区画整理、用排水路、農道、暗渠排水、客土、換地であるもの。
暗渠排水事業	農地について行う暗渠排水事業であって次の各号の全てに該当するもの。 (1)　受益面積が５ha未満で、かつ、受益戸数が２戸以上のもの。 (2)　完全暗渠であるもの。
客土事業	農地について行う客土事業であって、次に該当するもの。 受益面積が５ha未満で、かつ、受益戸数が２戸以上のもの。
ふるさと環境整備事業	水路・道路等の環境保全機能を生かし、自然とのふれあい等を重視した施設を土地改良事業と一体的に整備するものであって、次の各号の全てに該当するもの。 (1)　農業振興地域であり、農業農村整備事業等を実施又は実施予定の地域内であるもの。 (2)　国道、県道、一級河川に関するものでないこと。 (3)　１地区の事業費が500万円以上であること。 (4)　工種は修景保全施設（植栽、カラー舗装、擬木柵門等）、親水施設（遊水池、自然石等利用の護岸工、階段工、魚類保全水路等）、連絡道、緑道、広場、その他の特認施設。 (5)　工事主体は市町村及びその他知事が適当と認めたものであること。

事業種目	採　　　　　択　　　　　基　　　　　準 県単独補助事業として行う場合（改正がある場合には最新の要綱による）
農　地　造　成 改　良　事　業	1　未墾地からの農地への開墾造成、既墾地からの樹園地・肥料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを適当とする農地の改良のための事業であって、次に該当するもの。 　受益面積が５ ha 未満で、かつ、受益戸数が２戸以上のもの。 2　草地の造成又は改良及び牧道の整備をする事業であって次の各号の全てに該当するもの。 (1)　受益面積が５ ha 未満で、かつ、受益戸数が２戸以上のもの。 (2)　牧道幅員は3.0m 以上であるもの。 (3)　工種が起土、整地、土壌改良資材、雑用水施設であるもの。
農業水利施設 整備補修事業	農業水利施設整備補修事業であって、次の各号のすべてに該当するもの。 1　国、県、団体営事業等により造成された農業水利施設整備の補修事業とする。 2　当該事業に要する経費で、当該経費40万円以上のものであること。
水田畑地化対策 支　援　事　業	転作作物の湿害を回避するため、田面排水小溝（素堀）や落水箱を設置する事業であって、次の各号の全てに該当するもの。 （１）過去にほ場整備事業又はこれに類する基盤整備事業等を実施し、暗渠排水等の地下排水対策がすでに実施されている地区であること。 （２）受益面積は、前年度に麦、大豆等土地利用型作物を連担団地化して作付けた面積が２ ha 以上で、かつ受益戸数が２戸以上であること。
水田農業改革 支　援　事　業	かんがい排水事業、農道整備事業、ほ場整備事業、暗渠排水事業、客土事業の該当事業における採択要件を満足すると同時に、次に該当するもの。 受益地内に、地域水田農業ビジョンで振興する作物として位置づけられた地域振興作物が計画されていること。 （１）土地利用型作物の場合：大豆・麦・そば・飼料作物　おおむね１ｈａ以上 （２）園芸作物の場合　　　：露地栽培　おおむね５０ａ以上 　　　　　　　　　　　　　　施設栽培　おおむね２０ａ以上
土地改良施設維持 管理適正化事業 （拠出金）	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（制定　昭和５２年４月２０日付５２構改Ｂ第６００号構造改善局長依命通達）によるものとする。
藤沼ダム 安全管理事業	藤沼ダム安全管理事業実施要領（平成２９年２月２０日付け２８農整第１４７６号）によるものとする。
農業水利施設電気 料金高騰緊急支援 事業	農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業実施要綱（令和４年１２月２１日付け４農整第１２５０号）によるものとする。

別表（第２条、第５条）

Ⅰ　国庫補助事業

<table>
<tr><th rowspan="2">事　業　名</th><th rowspan="2" colspan="4">事　業　内　容　等</th><th colspan="2">補　助　率</th><th rowspan="2">軽微な変更以外の変更</th><th rowspan="2">国の補助金交付要綱
（改正がある場合には
最新の要綱による）</th></tr>
<tr><th>国　費</th><th>県　費</th></tr>
<tr><td rowspan="8">福島県
経営体育成促進事業</td><td rowspan="8">高
度
化
支
援</td><td rowspan="4">調査・調整事業</td><td rowspan="2">農地中間管理機構関連農地施する場合</td><td>一般地域</td><td>62.5%以内</td><td>※1</td><td rowspan="8">地区ごとに次に掲げる変更
1　経費の配分の変更
対象事業地区間の経費の額の流用
2　事業内容の変更
対象事業地区の新設、変更又は廃止

※1　平成24年度新規採択地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする
平成25年度新規採択地区から10.5%以内
※2　平成24年度新規採択地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする
平成25年度新規採択地区から10%以内
※3　平成25年度新規調査地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする
平成26年度新規調査地区から25%以内
※4　平成25年度新規調査地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする
平成26年度新規調査地区から22.5%以内
※5　補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする</td><td rowspan="8">土地改良事業関係補助金交付要綱
(昭和31年８月13日付31農地第3966号)</td></tr>
<tr><td>中山間地域</td><td>62.5%以内</td><td>※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の事業で実施する場合</td><td>一般地域</td><td>50%以内</td><td>※1</td></tr>
<tr><td>中山間地域</td><td>55%以内</td><td>※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">高度経営体集積促進事業
特定高度経営体集積促進事業
高度経営体面的集積促進事業
高度経営体集約化促進事業
中心経営体農地集積促進事業</td><td>一般地域</td><td>50%以内</td><td>※3</td></tr>
<tr><td>中山間地域</td><td>55%以内</td><td>※4</td></tr>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">耕地利用高度化推進事業</td><td>一般地域</td><td>50%以内</td><td>※5</td></tr>
<tr><td>中山間地域</td><td>55%以内</td><td>※5</td></tr>
<tr><td>基幹水利施設保全管理対策</td><td colspan="4">土地改良事業団体連合会が行う基幹水利施設保全管理対策に要する経費</td><td>30%以内</td><td>30%以内</td><td>事業費のうち工種の欄に掲げる経費の相互間の30%を超える額の増減</td><td>土地改良事業関係補助金交付要綱
(昭和31年８月13日付31農地第3966号)</td></tr>
<tr><td>国営造成水利施設管理強化事業</td><td colspan="4">土地改良区（連合）による国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設に係る管理費のうち、多面的機能等の農業以外の効果発揮相当分の経費</td><td>50%以内</td><td>25%以内</td><td>1　地区ごとの事業費の増額又は減額
2　地区ごとに次に掲げる変更
(1)経費の配分の変更
費目区分欄に掲げる経費の相互間の30%を超える増減
(2)事業内容の変更
費目区分欄に掲げる経費の新設、変更又は廃止</td><td>土地改良事業関係補助金交付要綱
(昭和31年８月13日付31農地第3966号)</td></tr>
</table>

事業名	事業内容等			補助率		軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱 （改正がある場合には最新の要綱による）
				国費	県費		
農業集落排水事業	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設の整備	一般		地方創生汚水処理施設整備推進交付金単年度交付決定額の２倍として算出した事業費の３%以内	・事業主体の変更	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付28農振第130号、国水下事第3号、環廃対発第1604202
			水質保全型		地方創生汚水処理施設整備推進交付金単年度交付決定額の２倍として算出した事業費の6%以内		
			富栄養防止型		地方創生汚水処理施設整備推進交付金単年度交付決定額の２倍として算出した事業費の37.5%以内		
	農村整備事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設の整備及びこれに付帯する施設の整備または改築		50%以内	－	地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30%を超える増減があり、かつ、その金額が500万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止	土地改良事業関係補助金交付要綱 （昭和31年8月13日付31農地第3966号）
		農業集落排水施設に係る維持管理適正化計画の策定		定額（100%）	－	(1)調査地域ごとに事業費の30%を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)調査地域の変更 (3)調査項目の変更または廃止	
農業集落排水事業（最適整備構想）	農村整備事業における農業集落排水施設に係る最適整備構想の策定（最適整備構想の策定に必要な当該施設の機能診断を含む）			定額（100%）	－	(1)調査地域ごとに事業費の30%を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)調査地域の変更 (3)調査項目の変更または廃止	
農村地域防災減災事業	用排水施設整備事業（土砂崩壊防止工事）			50%以内	16%以内	地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30%を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止	農地防災事業等補助金交付要綱 （昭和31年８月30日付31農地第4122号）
	農業用河川工作物応急対策事業			50%以内	32%以内		
地すべり関連事業			区画整理	40%以内	24%以内	地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30%を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止	農地防災事業等補助金交付要綱 （昭和31年８月30日付31農地第4122号）
			農道	45%以内	22%以内		
			その他	50%以内	20%以内		

事業名	事業内容等		補助率 国費	補助率 県費	軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
基幹水利施設管理事業	市町村が行う国営造成基幹水利施設の維持管理に要する経費	一般施設	30％以内	30％以内	地区ごとの事業費の増額又は減額	土地改良関係施設補助金交付要綱 （昭和31年７月28日付31農地第3543号（管））
		治水協定ダム	１／３ 以内	30％以内		
農村環境計画策定事業	市町村が行う農村環境計画の作成に要する経費		50％以内	－	１　経費の配分の変更 (1)計画地区ごとに当該経費の30％を超える増減 (2)事業費の増減 ２　事業の内容の変更 (1)計画地域の変更 (2)調査項目の変更又は廃止	農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱 （平成６年６月23日付６構改Ｃ第372号）
土地改良施設リスク管理強化対策事業	土地改良区等がその保管するＰＣＢ廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費、またはＰＣＢ含有塗膜の濃度分析調査・処理等に要する経費		50％以内	－	－	土地改良事業関係補助金交付要綱 （昭和31年8月13日付31農地第3966号）
水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定事業		定額（100％）	－	○土地改良事業関係補助金交付要綱の場合 １　地区相互間の間接補助金の額の流用（施設計画策定事業を除く） ２　地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30％を超える増減があり、かつ、その金額が500万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止 ○農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱の場合 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)全体事業費の増減 (2)交付対象事業の新設又は廃止	土地改良事業関係補助金交付要綱 （昭和31年8月13日付31農地第3966号） 農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱 （平成30年3月30日付29農振第2713号）
	（水利施設等保全高度化事業） 水利用調整事業	一般地域	50％以内	－		
		中山間地域	55％以内	－		
	（農業水路等長寿命化防災・減災事業） 水利用調整事業		定額（100％）	－		
	管理省力化事業	一般地域	50％以内	－		
		中山間地域	55％以内	－		
震災対策農業水利施設整備事業	土地改良施設の点検、耐震性検証、浸水想定区域図作成、調査計画事業、ハザードマップ作成		定額（100％）	－	○農地防災減災事業等補助金交付要綱の場合 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30％を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止 ○農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱の場合 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)全体事業費の増減 (2)交付対象事業の新設又は廃止	農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年８月30日付31農地第4122号） 農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱 （平成30年3月30日付29農振第2713号）
防災重点農業用ため池評価事業	防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価		定額（100％）	－	地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30％を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止	農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年８月30日付31農地第4122号）

事業名	事業内容等			補助率 国費	補助率 県費	軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
農村環境整備事業実施計画	農村地域防災減災事業（調査計画事業）※1 水利施設等保全高度化事業（実施計画策定事業）※1 農業水路等長寿命化・防災減災事業（調査計画等）※2			定額 （100%）	－	(1)調査地区ごとの事業費の増減 ※1の事業においては30%を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 ※2の事業においては30%を超える増減 (2)調査地域の変更 (3)調査項目の変更または廃止	土地改良事業関係補助金交付要綱 （昭和31年8月13日付31農地第3966号） 農地防災事業等補助金交付要綱 （昭和31年８月30日付31農地第4122号） 農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱 （平成30年3月30日付29農振第2713号）
	農村整備事業（計画策定等事業）※1			50%以内	－		
	農業水路等長寿命化・防災減災事業※2 （ハード整備の着手促進）			定額 （100%）	－		
	農村地域防災減災事業※1 （ハード整備の着手促進）		一般地域	50%以内	21%		
			中山間地域	55%以内	21%		
団体営水利施設長寿命化対策事業	1　長寿命化対策 2　防災減災対策		一般地域	50%以内	[R2まで採択地区] 12%以内 [R3以降採択地区] 14%以内	－	農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱 （平成30年3月30日付29農振第2713号）
				定額 （100%）※	－		
			中山間地域	55%以内	[R2まで採択地区] 16%以内 [R3以降採択地区] 14%以内		
				定額 （100%）※	－		
団体営農業農村施設維持管理事業	農村整備事業	農業集落排水事業		50%以内		地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30%を超える増減があり、かつ、その金額が500万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止	土地改良事業関係補助金交付要綱 （昭和31年8月13日付31農地第3966号）
		農業集落排水施設に係る維持管理適正化計画の策定		定額 （100%）		(1)調査地域ごとに事業費の30%を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)調査地域の変更 (3)調査項目の変更または廃止	
	農業水路等長寿命化･防災減災事業	水利施設整備	一般地域	50%以内	14%以内	○農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱の場合 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)全体事業費の増減 (2)交付対象事業の新設又は廃止	農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱 （平成30年3月30日付29農振第2713号）
			中山間地域	55%以内	14%以内		

<table>
<tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2" colspan="2">事業内容等</th><th colspan="2">補助率</th><th rowspan="2">軽微な変更以外の変更</th><th rowspan="2">国の補助金交付要綱
(改正がある場合には最新の要綱による)</th></tr>
<tr><th>国費</th><th>県費</th></tr>
<tr><td rowspan="6">農用地等集団化事業</td><td rowspan="3">農地中間管理機構関連農地整備事業で実施</td><td>一般地域</td><td>62.5%以内</td><td>25%以内</td><td rowspan="6">(1)事業主体の変更
(2)地区相互間の間接補助金の額の流用
(3)地区ごとに次に掲げる事業内容の変更
ア 工種別の事業量の30%を超える増減があり、かつ、その金額が500万円以上の場合
イ 工種の新設、変更又は廃止</td><td rowspan="6">土地改良事業関係補助金交付要綱
(昭和31年8月13日付31農地第3966号)</td></tr>
<tr><td>中山間地域</td><td>62.5%以内</td><td>22.5%以内</td></tr>
<tr><td>水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画の策定地域</td><td>定額
(100%)
別途県営で実施する実施計画策定事業と併せて5,000万円を上限とする。</td><td>定額
国庫補助の上限を超える額。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農業競争力強化農地整備事業で実施</td><td>一般地域</td><td>50%以内</td><td>25%以内</td></tr>
<tr><td>中山間地域</td><td>55%以内</td><td>22.5%以内</td></tr>
<tr><td>水田農業高収益化推進計画又は輸出事業計画の策定地域</td><td>定額
(100%)
別途県営で実施する実施計画策定事業と併せて5,000万円を上限とする。</td><td>定額
国庫補助の上限を超える額。</td></tr>
<tr><td>特定農業用管水路等特別対策事業</td><td colspan="2">農村地域防災減災事業</td><td>50%以内</td><td>25%以内</td><td>地区ごとに次に掲げる事業内容の変更
1)工種別の事業量の30%を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合
2)工種の新設、変更又は廃止</td><td>農地防災事業等補助金交付要綱
(昭和31年8月30日付31農地第4122号)</td></tr>
<tr><td>土地改良区体制強化事業</td><td colspan="2">施設・財務管理強化対策
受益農地管理強化対策
統合整備強化対策
研修・人材育成</td><td>定額※
50%以内</td><td>-
50%以内</td><td>事業に要する経費の30%を超える増減及び相互間の流用
【補助率の注釈】
※複式簿記会計に関する巡回指導及び会計の専門家の配置に要する経費</td><td>土地改良事業関係補助金交付要綱
(昭和31年8月13日付31農地第3966号)</td></tr>
</table>

事業名	事業内容等			補助率 国費	補助率 県費	軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
農業基盤整備促進事業	田（畑）の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、			定額	－	1　経費の配分の変更 　地区相互間の経費の額の流用 2　地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30%を超える増減 (2)工種の新設、変更又は廃止	土地改良事業関係補助金交付要綱 （昭和31年8月13日付31農地第3966号）
	農業用用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、調査・調整、指導		一般地域	50%以内	－		
			中山間地域	55%以内	－		
基盤整備事業 国営造成施設維持管理適正化事業 （※国事業名：農地耕作条件改善事業）	地域内農地集積型	定額助成 （ハード事業） 田（畑）の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備（用水路、排水路、農作業道、畦畔、排水口、特認事業） （ソフト事業） 条件改善推進費		定額	－	1　計画（農地耕作条件改善計画）相互間の経費の額の流用 2　交付対象事業者の名称の変更 3　地域内農地集積型から高収益作物転換型への事業の変更	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱 （平成28年4月1日付27農振第2324号）
		定率助成 （ハード事業） 農業用用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、管理省力化支援 （ソフト事業） 品質向上支援、条件改善促進支援、指導	一般地域	50%以内	[H30採択地区] 4%以内 [H31採択地区] － [R2以降採択地区] 14%		
			中山間地域	55%以内	[H30採択地区] 4%以内 [H31採択地区] － [R2以降採択地区] 14%		
	高収益作物転換型	基盤整備事業 （ハード事業） 田（畑）の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備（用水路、排水路、農作業道、特認事業） （ソフト事業） 条件改善推進費、高収益作物転換推進費		定額	－		
		基盤整備事業 （ハード事業） 農業用用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、管理省力化支援、指導	一般地域	50%以内	14%以内		
			中山間地域	55%以内	14%以内		

<table>
<tr><th rowspan="2">事業名</th><th colspan="3" rowspan="2">事業内容等</th><th colspan="2">補助率</th><th rowspan="2">軽微な変更以外の変更</th><th rowspan="2">国の補助金交付要綱
（改正がある場合には最新の要綱による）</th></tr>
<tr><th>国費</th><th>県費</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td>（ソフト事業）
品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>水田貯留機能向上型</td><td colspan="2">定額助成
（ハード事業）
田（畑）の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備（用水路、排水路、農作業道、畦畔、排水口、特認事業）
（ソフト事業）
条件改善推進費</td><td>定額</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地農業用施設災害復旧事業</td><td colspan="2" rowspan="2">異常な天然現象により被災した農地及び農業用施設の復旧</td><td>農地</td><td>50％以内
※</td><td>－</td><td rowspan="2">施行箇所ごとに次に掲げる事業内容の変更
(1) 工種の全部若しくは一部の変更又は廃止
(2) 工種別事業量の30％を超える増減
(3) 工種別の工事費が30%に相当する額を超える増減があり、かつ、その金額が300万円を超える場合

【補助率の注釈】
※市町村単位で関係農家数が２戸以上の場合
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定に関する法律第３条による嵩上げあり。
さらに激甚災害に指定された場合は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、激甚法）第５条による嵩上げあり。</td><td rowspan="2">農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱
（平成12年4月1日付12構改第284号）</td></tr>
<tr><td>農業用施設</td><td>65％以内
※</td><td>－</td></tr>
<tr><td>農業用施設災害関連事業</td><td colspan="3">災害復旧事業と併せて行う被害原因に係る残存施設等の補強</td><td>50％以内
※</td><td>－</td><td>箇所間の流用または箇所ごとに次に掲げる事業内容の変更
(1) 工種別の事業量の30％を超える増減
(2) 工種の新設、変更又は廃止

【補助率の注釈】
※激甚法第５条による嵩上げあり</td><td>農地防災事業等補助金交付要綱
（昭和31年８月30日付31農地第4122号）</td></tr>
<tr><td>農地災害関連区画整備事業</td><td colspan="3">災害復旧事業と併せて隣接する農地を含めた一体的な区画整理</td><td>50％以内
※</td><td>－</td><td>箇所間の補助金額の流用または箇所ごとに次に掲げる事業内容の変更
(1) 工種別の事業量の30％を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合
(2) 工種の新設、変更又は廃止

【補助率の注釈】
※激甚法第５条による嵩上げあり</td><td>農地防災事業等補助金交付要綱
（昭和31年８月30日付31農地第4122号）</td></tr>
</table>

事業名	事業内容等		補助率 国費	補助率 県費	軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で実施したものに限る。）の災害復旧		50％以内 ※	―	箇所間の補助金額の流用または箇所ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30％を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合 (2)工種の新設、変更又は廃止 【補助率の注釈】 ※激甚地震災害に係る農業集落排水施設及び営農員雑用水施設について激甚法第５条による嵩上げあり ＊令和元年1月国要綱改正に伴うもの	農地防災事業等補助金交付要綱 （昭和31年８月30日付31農地第4122号）
農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費	激甚法第2条に指定された災害で、事業主体が災害復旧事業に係る概要書又は設計書を作成するために要した委託費用		50％以内	―		農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（昭和53年3月3日付け53構改Ｄ第116号）
土地改良施設維持管理適正化事業（緊急整備型（交付金））	市町村、土地改良区等が行う長寿命化・防災減災にかかる対策	一般地域	50％以内	―	○農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱の場合 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)全体事業費の増減 (2)交付対象事業の新設又は廃止 ○　農地防災事業等補助金交付要綱の場合 地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30％を超える増減 (2)工種の新設、変更又は廃止	農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱 （平成30年3月30日付29農振第2713号） 農地防災事業等補助金交付要綱 （昭和31年８月30日付31農地第4122号）
		中山間地域	55％以内			
土地改良施設突発事故復旧事業	土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う。	一般地域	50％以内	21%以内	地区ごとに次に掲げる事業内容の変更 (1)工種別の事業量の30％を超える増減 (2)工種の新設、変更又は廃止	土地改良事業関係補助金交付要綱 （昭和31年８月13日付31農地第3966号）
		中山間地域	55％以内			

<table>
<tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2" colspan="3">事業内容等</th><th colspan="2">補助率</th><th rowspan="2">軽微な変更以外の変更</th><th rowspan="2">国の補助金交付要綱
（改正がある場合には最新の要綱による）</th></tr>
<tr><th>国費</th><th>県費</th></tr>
<tr><td rowspan="8">ため池維持管理事業</td><td rowspan="7">ため池の維持・補修工事や浚渫、廃止工事などを行う。</td><td rowspan="2">ため池等整備</td><td>一般地域</td><td>50％以内</td><td>18%以内</td><td rowspan="7">○農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱の場合
地区ごとに次に掲げる事業内容の変更
(1)全体事業費の増減
(2)交付対象事業の新設又は廃止

【補助率の注釈】
※防災重点農業用ため池で定額補助を選択した場合に限る。</td><td rowspan="7">農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱
(平成30年3月30日付29農振第2713号)</td></tr>
<tr><td>中山間地域等</td><td>55％以内</td><td>18%以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">浚渫</td><td>一般地域</td><td>50％以内</td><td>18%以内</td></tr>
<tr><td>中山間地域等</td><td>55％以内</td><td>18%以内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃止工事</td><td>※</td><td>定額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>一般地域</td><td>50％以内</td><td>18%以内</td></tr>
<tr><td>中山間地域等</td><td>55％以内</td><td>18%以内</td></tr>
<tr><td>ため池に観測機器等（雨量計や水位計等）の設置を行う。</td><td>観測機器等の設置</td><td>－</td><td>定額</td><td>－</td><td>○農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱の場合
地区ごとに次に掲げる事業内容の変更
(1)全体事業費の増減
(2)交付対象事業の新設又は廃止

○ 農地防災事業等補助金交付要綱の場合
地区ごとに次に掲げる事業内容の変更
(1)工種別の事業量の30％を超える増減があり、かつ、その金額が400万円以上の場合
(2)工種の新設、変更又は廃止
【農村地域防災減災事業で実施する場合は、防災重点農業用ため池に限る】</td><td>農業水路等長寿命化･防災減災事業交付金交付要綱
(平成30年3月30日付29農振第2713号)
農地防災事業等補助金交付要綱
(昭和31年８月30日付31農地第4122号)</td></tr>
</table>

Ⅱ　農山漁村地域整備交付金事業

事業名	事業内容等		補助率 国費	補助率 県費	軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱 （改正がある場合には最新の要綱による）
調査設計事業			50％以内	20％以内		農山漁村地域整備交付金交付要綱 （平成22年４月１日付 21農振第2453号）
福島県 経営体育成促進事業	調査・調整事業	一般地域	50％以内	※1	地区ごとに次に掲げる変更 １　経費の配分の変更 対象事業地区間の経費の額の流用 ２　事業内容の変更 対象事業地区の新設、変更又は廃止 【補助率の注釈】 ※1　平成24年度新規採択地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成25年度新規採択地区から10.5%以内 ※2　平成24年度新規採択地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成25年度新規採択地区から10%以内 ※3　平成25年度新規調査地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成26年度新規調査地区から25%以内 ※4　平成25年度新規調査地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成26年度新規調査地区から22.5%以内 ※5　補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする	
	調査・調整事業	中山間地域	55％以内	※2		
	高度化支援型 高度経営体集積促進事業 特定高度経営体集積促進事業 高度経営体面的集積促進事業 中心経営体農地集積促進事業	一般地域	50％以内	※3		
		中山間地域	55％以内	※4		
	耕地利用高度化推進事業	一般地域	50％以内	※5		
		中山間地域	55％以内	※5		
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	１　機能保全計画の作成 ２　機能保全計画に基づく対策工事の実施 ３　突発的事故に対する緊急工事の実施	一般地域	50％以内	12％以内	－	農山漁村地域整備交付金交付要綱 （平成22年４月１日付 21農振第2453号）
		中山間地域	55％以内	16％以内		
ため池等整備事業	土砂崩壊防止工事		50％以内	16％以内		
ため池等農地災害危機管理対策事業			50％以内 ［H25実施地区］ 定額 （100％）			
農地保全整備事業	農地侵食防止工事	本工事	50％以内	20％以内		
		関連工事	45％以内	22％以内		
農業用河川工作物応急対策等事業	農業用河川工作物応急対策工事		50％以内	32％以内		
	農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業		50％以内	32％以内		

事業名	事業内容等		補助率 国費	補助率 県費	軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備または改築。	一般	50%以内	[H22まで採択地区] 12%以内 [H23以降採択地区] ①財政力指数（過去３年間の平均値、以下同じ）が県内平均値以上の市町村が実施する地区 ８%以内 ②財政力指数が県内平均値未の市町村が実施する地区 10%以内 [H24以降採択地区] 3%以内 [R2以降採択地区] － ※	【補助率の注釈】 ※　新規整備を除く	
		水質保全型	50%以内	6%以内		
		富栄養防止型	50%以内	37.5%以内		
農業集落排水事業（最適整備構想）	農業集落排水施設に係る最適整備構想の策定(最適整備構想の策定に必要な当該施設の機能診断を含む)		100%	－		

<table>
<tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2" colspan="3">事業内容等</th><th colspan="2">補助率</th><th rowspan="2">軽微な変更以外の変更</th><th rowspan="2">国の補助金交付要綱
(改正がある場合には
最新の要綱による)</th></tr>
<tr><th>国費</th><th>県費</th></tr>
<tr><td rowspan="3">集落基盤再編・整備事業</td><td rowspan="2">一般地域</td><td>農業生産基盤整備</td><td>1 ほ場整備
2 農業用用排水施設整備
3 農道整備
4 農用地開発
5 農用地の改良又は保全</td><td>50%以内</td><td>16%以内</td><td rowspan="5">-</td><td rowspan="5">農山漁村地域整備交付金交付要綱
(平成22年4月1日付21農振第2453号)</td></tr>
<tr><td>集落基盤整備</td><td>1 農業集落道整備
2 営農飲雑用水施設整備
3 農業集落排水施設整備
4 農業施設等用地整備
5 集落防災安全施設整備
6 自然環境・生態系保全施設整備
7 地域資源利活用施設整備
8 施設補強整備
9 地域農業活動拠点施設整備
10 集落農園整備
11 情報基盤施設整備
12 施設環境整備
13 歴史的土地改良施設保全整備
14 集落土地基盤整備</td><td>50%以内</td><td>16%以内
9.6%以内
16%以内
16%以内
9.6%以内
4.8%以内
-
-
-
12%以内
4.8%以内
-
-
-</td></tr>
<tr><td>中山間地域</td><td>一般地域と同じ</td><td>一般地域と同じ</td><td>50%以内</td><td></td></tr>
<tr><td>集落基盤再編・整備事業(実施計画策定)</td><td colspan="3">市町村が行う農業農村基盤整備実施計画の作成に要する費用</td><td>50%以内</td><td>20%以内</td></tr>
<tr><td>団体営農業農村施設維持管理事業</td><td colspan="3">農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設及びこれに付帯する施設の整備または改築。</td><td>50%以内</td><td>-</td></tr>
</table>

Ⅲ　農山漁村振興交付金事業

<table>
<tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2">事業内容等</th><th colspan="2">補助率</th><th rowspan="2">軽微な変更以外の変更</th><th rowspan="2">国の補助金交付要綱
(改正がある場合には
最新の要綱による)</th></tr>
<tr><th>国費</th><th>県費</th></tr>
<tr><td>農村環境整備事業実施計画</td><td>農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）（計画策定事業）</td><td>定額
(100%)</td><td>-</td><td>(1)調査地域ごとに事業費の30%を超える増減
(2)事業実施主体または事業実施期間の変更
(3)事業の追加または廃止</td><td>農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号）</td></tr>
</table>

Ⅳ　福島再生加速化交付金事業

事業名	事業内容等			補助率 国費	補助率 県費	軽微な変更以外の変更	国の補助金交付要綱（改正がある場合には最新の要綱による）
福島県 経営体育成促進事業	高度化支援型	調査・調整事業	一般地域	75%以内	平成24年度新規採択地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成25年度新規採択地区からは5.25%以内		福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱 （平成26年2月28日付25食第200号） 福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金交付要綱 （平成27年4月15日付27食第10号）
			中山間地域	77.5%以内	平成24年度新規採択地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成25年度新規採択地区からは5%以内		
		高度経営体集積促進事業 特定高度経営体集積促進事業 高度経営体面的集積促進事業	一般地域	75%以内	平成25年度新規調査地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成26年度新規調査地区からは12.5%以内		
			中山間地域	77.5%以内	平成25年度新規調査地区までは、補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする 平成26年度新規調査地区からは11.25%以内		
		特定高度経営体集積促進事業	一般地域	75%以内	補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする		
			中山間地域	77.5%以内	補助対象事業費に対する国庫補助残の負担は県費とする		

Ⅴ　県単独補助事業

事業名	事業内容等	補助率	軽微な変更
かんがい排水事業	かんがい排水施設の新設・改良	45%以内	地区ごとに次に掲げる条件をすべて満たすもの (1)費目別の事業費の30%以内の増減 (2)工種の構造、工法又は施工箇所の変更を伴わない変更 (3)工種別の事業量の30%以内の増減
	農業用用排水路等安全施設整備	45%以内	
農道整備事業	農道整備、農道橋整備、農道舗装	45%以内	
県単調査設計事業	土地改良事業を行うための調査設計	60%以内	
ほ場整備事業	工事に要する経費	45%以内	
	換地に要する経費	45%以内	
暗渠排水事業		45%以内	

事業名	事業内容等		補助率	軽微な変更
客土事業			45%以内	
ふるさと環境整備事業	修景保全施設整備（植栽・カラー舗装・擬木柵門等）、親水施設整備（遊水池・自然石等を利用した護岸工・階段工・魚類保全水路等）、緑地休養施設整備、連絡道整備、緑道整備、広場整備、特認施設整備の各事業		50%以内	
農地造成改良事業	農地造成型	未墾地からの農地へ開墾造成、既墾地からの樹園地・飼料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを相当とする農地改良のための事業	45%以内	
	草地造成型	草地の造成又は改良及び牧道の整備事業	45%以内	
農業水利施設整備補修事業	市町村が行う県営造成基幹水利施設（ダム・頭首工に限る）の維持管理に要する経費		50%以内	
水田畑地化対策支援事業	湿害回避のための田面排水小溝（素堀）や落水箱の設置		50%以内	
水田農業改革支援事業	かんがい排水事業、農道整備事業、ほ場整備事業、暗渠排水事業、客土事業		50%以内	
土地改良施設維持管理適正化事業（拠出金）	標準型	福島県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の整備補修に係る資金造成のため、全国土地改良事業団体連合会へ拠出する拠出金に要する経費	50%以内	－
	防災減災機能等強化型	福島県土地改良事業団体連合会が、土地改良施設の防災減災機能強化に係る財政融資資金借入金の償還のため、全国土地改良事業団体連合会へ拠出する拠出金に要する経費	40%以内	－
藤沼ダム安全管理事業	藤沼ダムの安全管理に係る設備の維持管理		50%以内（上限5,000千円）	経費の配分の変更 (1)事業費の30%以内の増減
農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業	電気料金高騰の影響を受けている土地改良区に対して、農業水利施設の運転・管理に必要な電気料金を支援するために必要な経費		定額	－

第１号様式

補 助 金 交 付 申 請 書

第　　　　号
年　　月　　日

福　島　県　知　事　様
（○○農林事務所長）

補助事業者
所　　在　　地
名　　　　　称
代表者の氏名

　　　年度において、下記のとおり　　　　　　　　　　　　　　事業を実施したいので、福島県農業農村整備事業補助金交付要綱により補助金を交付してくださるよう申請します。

記

１　補 助 金 交 付 申 請 額　　　　　　　　　　　　円

２　事　　業　　の　　目　　的

３　地　　　　区　　　　名　　　　　　　　　　　　地区

４　収　　支　　予　　算　　書　　　第２号様式のとおり

５　事業の内容及び経費の配分　　　第３号様式のとおり

６　事 業 着 手 及 び 完 了 予 定　　　事業着手予定　　　　　　　年　　月　　日
　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業完了予定　　　　　　　年　　月　　日

７　本 件 責 任 者 及 び 担 当 者
　　責任者氏名
　　担当者氏名
　　連　絡　先

第2号様式

収　支　予　算　書

1. 収入

（単位　円）

区　　分		変更後予算額	当初予算額	差引増減(△)	摘　　要
県補助金					
	工事費補助金				
市町村費					
分担金及び負担金					
賦課金					
借入金					
計					

2. 支出

（単位　円）

区　　分	変更後予算額	当初予算額	差引増減(△)	摘　　要
工事費				
計				

予算議決(予算議決予定)　　年　月　日

第3号様式－(1)

事 業 の 内 容 及 び 経 費 の 配 分

事業種目		地区名		所在地		施工年度	年度～　年度	受益面積	ha

費目	工種	総量		前年度まで		本年度				県補助金以外の財源		翌年度以降		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	県補助金	率	市町村費	土地改良区その他	事業量	事業費	
工事費			円		円		円	円	%	円	円		円	工期 年 月 ～ 年 月
事務費														
計														

（注）　1　所在地欄には、当該地区の中心所在地を記載する。
2　費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地及び補償費、換地費、全体実施設計費、並びに工事雑費等を記載する。
3　施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。
4　工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設、暗渠排水、客土、区画整理、農用地造成、等を記載すること。
5　事業量、事業費等に変更があった場合には、変更前を(　)書きで上段に、変更後を下段にそれぞれ記載する。
6　資産評価データ整備事業にあたっては、「事業量」欄に資産評価データ整備を実施する対象土地改良区数を記載すること。

第3号様式－(2)

(土地改良施設維持管理適正化事業)
(農業集落排水事業)
(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)
(集落基盤再編・整備事業)
(土地改良施設リスク管理強化対策事業)
(農村環境整備実施計画)
(ため池緊急調査事業(県単))
(特定農業用管水路等特別対策事業)
(県単調査設計事業)
(土地改良区体制強化事業)
(農業基盤整備促進事業)
(基盤整備事業)
(国営造成施設維持管理適正化事業)
(藤沼ダム安全管理事業)
(土地改良施設維持管理適正化事業(緊急整備型(交付金))
(ため池維持管理事業)
(団体営農業農村施設維持管理事業)
(農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業)
(土地改良施設突発事故復旧事業)

事業の内容及び経費の配分

事業種目		地域名（事業主体）		( )					施工年度	年度～　年度				
費目	事業種類（工種）	総量		前年度まで		本年度				県補助金以外の財源		翌年度以降		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	県補助金	率	市町村費	土地改良区その他	事業量	事業費	
			円		円		円	円	%	円	円		円	工期 年 月 ～

(注)
1 区分欄及び事業種類欄は、交付要綱第2条の別表に掲げる「事業内容等」を参考に記入する。
2 費目欄には、工事費の費目の純工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地及び補償費、換地費、全体実施設計費、並びに工事雑費等を記載し、区分、事業種類ごとに小計を入れる。
3 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。
4 備考欄には、事業種類ごとに受益面積又は受益戸数、当該年度の工事の着手及び完了の予定年月を記載する。
5 事業量、事業費等に変更があった場合には、変更前を(　)書きで上段に、変更後を下段にそれぞれ記載する。

第３号様式－（３）

（農業水利施設整備補修事業）

事業の内容及び経費の配分

地区名	事業主体名 （関係市町村名）	事業内容	事業期間 自　年　月 至　年　月	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分 県補助金 (A)	負担区分 市町村費 (B)	負担区分 その他 (C)	備考
				円	円	円	円	

第３号様式－（４）

（集落基盤整備事業（実施計画策定））
（中山間地域総合整備事業（実施計画型））
（ 農 村 環 境 計 画 策 定 事 業 ）

事 業 の 内 容 及 び 経 費 の 配 分

市町村名	事業地区名	調　査　項　目	調査計画費	算　出　根　拠	県補助金	市町村負担	備　考
			円		円	円	
合　　計							

（注）１　調査項目は、現況調査、活性化整備計画、事業実施計画、報告書の作成、諸雑費等に区分して作成すること。
２　算出根拠は、支出科目ごとに積算すること。

第３号様式－（５）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（福島県経営体育成促進事業 土地利用調整推進支援）
（福島県経営体育成促進事業 調査・調整事業）

事業の内容及び経費の配分

１　事業の目的

２　事業の内容

活動内容／地区名						
	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日
	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日
	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日
	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日
	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日	延　日

（注）１　活動内容は、当該事業実施要綱・同要領に基づき実施した、経営体の育成にかかる活動内容を記載すること。

３　経費の配分
（１）総括表

地区名	事業に要する経費 A+B+C+D	負担区分				事業費限度額差額	備考
		県補助金 A	市町村費 B	土地改良区費 C	農業協同組合費 D		
	円	円	円	円	円	円	円
計							

（注）１　事業費限度額差額には、５により算定されている事業費限度額との差額を記載すること。
２　備考欄には、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

（2）内訳表

地区名	事業主体	費　　目	科　　目		金　　額	使　途　内　容	備　考
			節	区分			
計							

（注）１　備考欄には、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

４　事業完了（予定）　　　　　　年　　月　　日

５　事業費限度額の算定

地 区 名	受益面積	事業費限度額	備　　考
	ha	円	
計			

（注）１　事業費限度額は、土地利用調整推進支援の場合、別表のⅡの第１による。
　　事業費限度額は、調査・調整事業の場合、経営体育成基盤整備事業実施要領による限度額から、前年度までの累計事業費を差し引いた額とする。

【H15までの採択地区が対象】

第３号様式－（６）－1

（福島県経営体育成促進事業 促進費交付支援）
（福島県経営体育成促進事業 高度経営体集積促進事業）
（福島県経営体育成促進事業 特定高度経営体集積促進事業）
（福島県経営体育成促進事業 高度経営体面的集積促進事業）

事業の内容及び経費の配分

１　事業の目的

２　事業の内容

対象事業名	地区名	対象事業の当該年度の前々年度までの累計年度事業費 A	対象事業の当該年度の前々年度までの累計年度事業費 B	対象事業の完了年度までの累計年度事業費 C	利用権等加算交付割合 a	作付連坦化加算割合 b	土地利用率向上加算割合 c	補正係数 d
		円	円	円				
計	－				－	－	－	－

（A×ａ＋B×ｂ＋C×ｃ）×ｄ D	Cのうち前年度まで交付金額 E	当該年度以降交付金額 F＝D－E	当該年度交付金額 G≦F
円	円	円	円

（注）１　A、B及びCには、対象事業に係る事業費のうち地方事務費を含まないものとする。
２　促進費交付支援の場合、ａ、ｂ、ｃ及びｄの値は、それぞれ別表のⅡの第２から第５のａ、ｂ、ｃ及びｄの値とする。
高度経営体集積促進事業、特定高度経営体集積促進事業及び高度経営体面的集積促進事業の場合、aの値は実施要領による。
３　Dには、小数点以下の端数は含まないものとする。

３　経費の配分

地区名	事業に要する経費	負担区分		備考
		県補助金		
	円	円		
計				

４　事業完了予定　　　　　　　　年　　月　　日

第３号様式－（６）－２

【H16以降採択地区が対象】

（福島県経営体育成促進事業 促進費交付支援）
（福島県経営体育成促進事業 高度経営体集積促進事業）
（福島県経営体育成促進事業 特定高度経営体集積促進事業）
（福島県経営体育成促進事業 高度経営体面的集積促進事業）
（福島県経営体育成促進事業 高度経営体集約化促進事業）
（福島県経営体育成促進事業 中心経営体農地集積促進事業）

事業の内容及び経費の配分

１　事業の目的

２　事業の内容

対象事業名	地区名	対象事業の完了年度までの累計年度事業費 A	対象事業の完了年度までの累計年度事業費 B	利用権等加算交付割合 a	作付連坦化加算交付割合 b
		円	円		
計	－			－	－

A×a＋B×b C	Cのうち前年度まで交付金額 D	当該年度以降交付金額 E＝C－D	当該年度交付金額 F≦E
円	円	円	円

（注）１　Aには、対象事業に係る事業費のうち地方事務費を含まないものとする。
２　促進費交付支援の場合、ａ及びｂの値は、それぞれ別表のⅡの第６、第７のａ及びｂの値とする。
高度経営体集積促進事業、特定高度経営体集積促進事業及び高度経営体面的集積促進事業の場合、aの値は要領による。
３　Cには、小数点以下の端数は含まないものとする。

３　経費の配分

地区名	事業に要する経費	負担区分		備考
		県補助金		
	円	円		
計				

４　事業完了予定　　　　　　年　　月　　日

第３号様式－（７）　　　　　　　　　　　　　　　　　（福島県経営体育成促進事業 大区画ほ場整備促進支援）
（福島県経営体育成促進事業 耕地利用高度化推進事業）

事業の内容及び経費の配分

１　事業の目的

２　事業の内容

対象事業名	地 区 名	完了年度	受益面積	大区画面積 Ａ	大区画化率	補正係数 α
			ｈａ	ｈａ		
計	－	－			－	－

交付限度額 Ｂ	前年度まで 交付金額 Ｃ	当該年度以降 交付金額 Ｄ＝Ｂ－Ｃ	当該年度 交付金額 Ｅ≦Ｄ	備　　考
円	円	円	円	

（注）１　大区画面積は、おおむね１ha以上の区画の面積とする。
２　大区画化率及びαの値は、別表のⅡの第８の値とする。
３　耕地利用高度化推進事業の場合、大区画面積、大区画化率及び補正係数の記載は要しない。
４　交付限度額は大区画ほ場整備促進支援の場合（Ａ×200千円/ha×α）、耕地利用高度化推進事業の場合（対象事業の総事業費×0.02）とする。
５　Ｂには、小数点以下の端数は含まないものとする。

３　事業内容の内訳

地 区 名	工　　種	数　　量	備　　考

４　経費の配分

地　区　名	事業に要する経費	備　　考
	円	
計		

５　事業完了予定　　　　　　　　　　年　　月　　日

第3号様式－(8)

（農業集落排水事業）
（団体営農業農村施設維持管理事業）
（農業集落排水事業（最適整備構想））

事業の内容及び経費の配分

別紙第1

事業の内容

農業集落排水施設に係る最適整備構想又は維持管理適正化計画の策定（又は実績）

事　　項	内　　容	備　考

別紙第2

経費の配分

区　　分	補助事業に要する（要した）経費	補助金の額		積算内訳
		国庫補助金	その他	
農業集落排水施設に係る最適整備構想又は維持管理適正化計画策定	円	円	円	
計				

第３号様式－（９）

（ 農 用 地 等 集 団 化 事 業 ）

事 業 の 内 容 及 び 経 費 の 配 分

１　事業の目的

２　事業の内容

（1）農用地等集団化事業

①　交換分合

実施する交換分合のタイプ	地区名	事　業　面　積　ha				稼 働 率	実施業務内容	備　考（成果品）
		農　用　地			計	集団化率		
		田	畑	その他		（拡大率）		

②　換地計画

地区名	事　業　面　積　ha				集団化率	実施業務内容	備　考（成　果　品）
	農　用　地			計			
	田	畑	その他				

③　集落整備地域換地設計

地区名	事業面積 ha	業　務　内　容	備　　考 （成　果　品）

④　経営体育成促進換地等調整事業

地区名	事業面積 ha	業　務　内　容	備　　考 （成　果　品）
			※該当する計画があれば○ 水田農業高収益化推進計画 ・ 輸出事業計画

注　農用地等集団化事業の実績報告においては、備考欄に経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成６年６月２３日６構改Ｂ第６３７号構造改善局長通達）の「６　成果品等」に規定されている成果品の名称を記入すること。

(2)　交換分合附帯農道等整備事業

地区名	対　象　面　積　ha				許可申請 （予定） 年　月　日	農　道 客　土 農業用用排水施設整備 事業の別	補助対象 （実施） 事業量	事業完了 年　月　日	備　考
	農　用　地			計 ha					
	田 ha	畑 ha	その他 ha						

（農用地等集団化事業）

3　経費の配分

地区名	総事業費	前年度まで事業費	本年度				翌年度以降事業費	備考
			負担区分					
			事業に要する経費 A+B+C	県補助金 A	市町村費 B	土地改良区その他 C		
	円	円	円	円	円	円	円	工期 年　月 ～ 年　月
事務費								

4　事業完了（予定）　　　　　年　　月　　日

第３号様式－（１１）

事　業　の　内　容　及　び　経　費　の　配　分

No.

区分 地区番号及び箇所番号	農業用施設 所在地	事業主体	年災 費目	元 工種	総事業 事業量	総事業 補助対象事業費	総事業 国庫補助金（＝県補助金）	総事業 補助率	前年度まで 事業量	前年度まで 補助対象事業費	前年度まで 国庫補助金（＝県補助金）	本年度 事業量	本年度 補助対象事業費	本年度 国庫補助金（＝県補助金）	本年度 国庫補助金以外の財源 県費	本年度 国庫補助金以外の財源 市町村費	本年度 国庫補助金以外の財源 その他費	本年度 国庫補助金以外の財源 計	翌年度以降 事業量	翌年度以降 補助対象事業費	翌年度以降 国庫補助金（＝県補助金）	工事施行の状況 請負又は直営の別	工事施行の状況 工期 年月日から 年月日まで	摘要
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0		～	検査年月日 検査員 ○○○○
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m 0		円	()m m			0		() 0	() 0	()m m 0	0	() 0		～	検査年月日 検査員
			工事費		()m 箇所	円	円 0	%	()m 箇所 0		円	()m 箇所 () 0			0			() 0	()m 箇所 0	0	() 0		～	検査年月日 検査員
			工事費		()m 箇所	円	円 0	%	箇所		円	()m 箇所 () 0			0			() 0	()m 箇所 0	0	() 0		～	検査年月日 検査員
			工事費		()m 箇所	円	円 0	%	()m 箇所 0		円	()m 箇所 () 0			0			() 0	()m 箇所 0	0	() 0		～	検査年月日 検査員
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0			検査年月日 検査員
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0			検査年月日 検査員
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0			検査年月日 検査員
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0			検査年月日 検査員
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0			検査年月日 検査員
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0			検査年月日 検査員
			工事費		()m m	円	円 0	%	()m m		円	()m m			0			() 0	()m m 0	0	() 0			検査年月日 検査員
頁計		地区数		0 地区		0	0			0	0		(0) 0	【】 (0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		0	0			本年度国庫補助金欄【】書きは高率差額金で外数
市町村計 ○○郡 ○○町 0地区		0	合計			0	0			0	0		(0) 0	【】 (0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0		0	0			

注　1　区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること
　　2　工種の欄は、田、畑、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全施設の別を記入すること
　　3　前年度の高率差額金がある場合には、本年度の県補助金の欄に外数で記入すること
　　4　高率差額金の算式は、次によることとする。
　　　（前年度事業費×当該市町村の補助率）－前年度受領補助金＝前年度の高率差額金

第３号様式－（１２）

事業の内容及び経費の配分

（金額単位：千円）

事業主体名	工種	箇所数	決定事業費 又は 決定工事費	積上げ算定 比較対象 補助対象額	対象工種 補助対象額	補助対象額 （経　　費）	県補助金	県補助金以外の財源		摘要
								市町村 負　担	その他	

（注）　工種欄は農地及び農業用施設に区分すること

第3号様式－(13)

事業の内容及び経費の配分

事業名																
箇所名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度							翌年度以降		備考
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金(＝県補助金)	補助率	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費	
											県費	市町村費	土地改良区その他			
○○○(事業主体)	工事費			円		円		円	円	%	円		円		円	工期
	本工事費		箇所		箇所		箇所							箇所		年 月
	測量及び試験費															～
	用地及び補償費															年 月
	計									50.0						
○○○(事業主体)	工事費			円		円		円	円	%	円		円		円	工期
	本工事費		箇所		箇所		箇所							箇所		年 月
	測量及び試験費															～
	用地及び補償費															年 月
	計									50.0						
○○○(事業主体)	工事費			円		円		円	円	%	円		円		円	工期
	本工事費		箇所		箇所		箇所							箇所		年 月
	測量及び試験費															～
	用地及び補償費															年 月
	計															
○○○(事業主体)	工事費			円		円		円	円	%	円		円		円	工期
	本工事費		箇所		箇所		箇所							箇所		年 月
	測量及び試験費															～
	用地及び補償費															年 月
	計															
市町村計	4地区															

(注) 1 地区名欄には、地区名及び下段に()書きで事業主体名を記載する。
2 費目欄には、工事費の費目の本工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地及び補償費、換地費、全体実施設計費等で該当するものを記載する
3 工種の欄には生活関連にあっては農集排施設、農村公園等を、災関区画にあっては区画整理等を、災害関連施設については水路、ため池等の災害工種を記載する。
4 事業量、事業費等に変更があった場合には、変更前を( )書きで上段に、変更後を下段にそれぞれ記載する。

様式第3号－（14）

文書番号（記載任意）	
申請日	

事業の内容及び経費の配分

1. 申請者	
・氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 申請先	
3. 申請する補助金	

以上の補助金について農山漁村振興交付金交付等要綱第10に基づき以下のとおり交付を申請します。

3. 申請内容							
事業の目的							
事業の内容	別紙事業計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金（円	都道府県費（円	市町村費（円）	その他（円）	消費税区分	備考
	（1）△△対策	0	0	0	0		
	ア　××事業						
	（ア）□□						
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金額（円） 0	0	0	0		
事業完了予定年月日							

4. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
（1）事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約	URL	
（2）資金及び負債に関する事項が分かる書類		
（3）収支予算（直近の収支決算）		
（4）別紙1（地区別事業内容及び配分表）		
（5）間接交付事業者に交付金を交付する場合は、都道府県又は市町村の交付に関する規定又は要綱		

第４号様式

第　　　　号

年　　月　　日

福　島　県　知　事　様

（○○農林事務所長）

補助事業者

所　　在　　地

名　　　　　称

代表者の氏名

年　　月　　日付け福島県指令　　第　　号により交付決定通知があった　　　　　事業補助金について同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　福島県補助金等に関する規則第１４条に基づく確定額

（　　　　年　　月　　　日付け福島県指令　　第　　　号による額の確定額）

金　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時における消費税仕入控除税額　　　　　　金　　　　　　　　　円

３　消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕込控除税額

※　金額の積算内訳等添付のこと

金　　　　　　　　　円

４　県補助金返還額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

第５号様式

変更（中止、廃止）承認申請書

第　　　　号
年　　月　　日

福　島　県　知　事　様
（○○農林事務所長）

補助事業者
所　　在　　地
名　　　　　称
代表者の氏名

年度　　　　　　　　　　事業を下記のとおり変更（中止、廃止）したいので承認してください。

記

１　地　　　区　　　名　　　　　　　　地区
２　補助金の交付決定　　　　年　　月　　日付福島県指令　第　　　号
３　変更（中止、廃止）理由　　別紙のとおり
４　追加（減額）補助金　　　　　　円
５　収　支　予　算　書　　第２号様式のとおり
６　事業の内容及び経費の配分　　第３号様式のとおり
７　事業の完了予定　　　　年　　月　　日
８　本件責任者及び担当者
　　責任者氏名
　　担当者氏名
　　連　絡　先

第６号様式

遂 行 状 況 報 告 書

第　　　　号
年　　月　　日

福　島　県　知　事　様
（○○農林事務所長）

補助事業者
所　在　地
名　　　称
代表者の氏名

平成　　年度　　　　　　　　事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1　地　区　名　　　　　地区
2　補助金の交付決定　　年　　月　　日付福島県指令　第　　　号
3　補助金の着手　　　　年　　月　　日
4　補助金の完了予定　　年　　月　　日
5　事業の進捗状況

工　種	実施計画		第（　）四半期末日現在出来高			年度内完成（又は出来高）予定			翌年度繰越予定額	
	事業量	事業費（A）	事業量	事業費（B）	（B）/（A）	事業量	事業費（C）	（C）/（A）	事業量	事業費
		円		円	%		円	%		円
計										

（注）　福島県農業農村整備事業補助金交付要綱第 14 条に該当する事業の場合は宛先名を○○農林事務所長、それ以外の場合には福島県知事とする。
進捗率（%）は整数表示（端数切捨）とする。
工種欄の記入については、工事費及び事務費の別に記入すること。
なお、工事費については、さらに契約ごとに区分して記入すること（例：第○回工事）。

第７号様式

完　　　了　　　届

第　　　　号
年　　月　　日

福　島　県　知　事　様
（○○農林事務所長）

補助事業者
所　　在　　地
名　　　　　称
代表者の氏名

年度　　　　　　　　　　　　　　事業については、　　　年　　月　　日下記のとおり完了しました。

記

１	地　　区　　名	地区
２	補助金の交付決定	年　　月　　日付福島県指令　第　　　号
３	着　手　年　月　日	年　　月　　日
４	完　了　年　月　日	年　　月　　日

第８号様式

実　績　報　告　書

第　　　　号

年　　月　　日

福　島　県　知　事　様

（○○農林事務所長）

補助事業者

所　　在　　地

名　　　　　称

代表者の氏名

年度　　　　　　　　　　　　　　事業を下記のとおり実施したので報告します。

記

１	地　　　区　　　名	地区
２	補助金の交付決定	年　　月　　日付福島県指令　第　　　号
３	事業の内容及び経費の配分	第３号様式のとおり
４	収　支　精　算　書	第９号様式のとおり
５	事　業　の　着　手	年　　月　　日
６	事　業　の　完　了	年　　月　　日

第9号様式

収　支　精　算　書

1. 収入

（単位　円）

区　　　分		本年度精算額	本年度予算額	差引増減(△)	摘　　　要
県補助金					
	工事費補助金				
市町村費					
分担金及び負担金					
賦課金					
借入金					
計					

2. 支出

（単位　円）

区　　　分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減(△)	摘　　　要
工事費				
計				

第１０号様式

補 助 金 交 付 請 求 書

第　　　　　号

年　　月　　日

福　島　県　知　事　様

（○○農林事務所長）

補助事業者

所　　在　　地

名　　　　　称

代表者の氏名

年度　　　　　　　　　　　　　　事業を実施したので、下記のとおり補助金を請求します。

記

請 求 金 額						千			円

内　　　　　訳

内容 区分	内　　　　容	支 払 方 法
地　区　名	地区	小 切 手 払 隔地払（支・他） 口 座 振 替 現 金 払 官 公 署 払 込
補助金の交付決定	年　月　日付福島県指令　第　　号	
補　助　金　額	千　　円	
概算払による受領済額		
今 回 請 求 額		摘　　要
残　　　額		（口座番号または支払コード）
備　　　考		

（第１１号様式）

財　産　管　理　台　帳

補助事業者名

地区名　　地区				事業実施年度	年度			補　助　事　業　名									
事業区分	事　業　の　内　容					工　期		経　費　の　配　分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種・構造	施行箇所または設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
								円	円	円	円	円					
	小　計																
	小　計																
	合　計																

(注)国庫補助事業等で使用する様式を使用することができる。

第１２号様式

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　　月　　日

〔補助事業者〕　殿

所　　在　　地

商号又は名称

代　　表　　者

　当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

　また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」等を記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター（平成２７年９月３０日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。）をいう。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

　なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

第１３号様式

年度　○○事業補助金（交付金）概算払請求書

第　　　　号
年　　月　　日

福　島　県　知　事　様
（○○農林事務所長）

補助事業者
所　在　地
名　　　称
代表者の氏名

下記のとおり概算払を請求します。

記

請求金額							千			円

内　　　　訳

区分＼内容	内　　　容	支払方法
事　業　名		小切手払 隔地払（支・他） 口座振替 現金払 官公署払込
地　区　名	地区	
補助金(交付金)の交付決定年月日及び指令番号	年　月　日 福島県指令　第　　号	
補助金（交付金）額	千　円	
概算払による受領済額		
今回請求額		摘　要
残　　額		（口座番号または支払コード）
備　　考		

※参考　　要綱掲載事業一覧

（令和５年４月現在）

	事　業　名	担　当　課	国補助金交付要綱名	「経費の配分」様式	備　　考
国庫補助事業	福島県経営体育成促進事業				
	（高度化支援型）調査・調整事業	農村基盤整備課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（５）	
	（高度化支援型）高度経営体集積促進事業　ほか	農村基盤整備課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（６）	
	（高度化支援型）耕地利用高度化推進事業	農村基盤整備課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（７）	
	基幹水利施設保全管理対策	農地管理課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（１）	
	国営造成水利施設管理強化事業	農地管理課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（１）	
	農業集落排水事業				
	施設の整備または改築	農村基盤整備課	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱 土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	維持管理適正化計画の策定	農村基盤整備課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（８）	
	農業集落排水事業（最適整備構想）	農村基盤整備課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（８）	
	村づくり交付金	農村基盤整備課	村づくり交付金交付要綱	第３号－（２）	
	村づくり交付金（農業集落排水単独事業）	農村基盤整備課	村づくり交付金交付要綱	第３号－（２）	
	中山間地域総合整備事業	農村基盤整備課	中山間総合整備事業補助金交付要綱	第３号－（１）	
	農村地域防災減災事業	農村基盤整備課、農地管理課	農地防災事業等補助金交付要綱	第３号－（１）	
	地すべり関連事業	農村基盤整備課	地すべり対策事業費補助金交付要綱	第３号－（１）	
	基幹水利施設管理事業	農地管理課	土地改良関係施設補助金交付要綱	第３号－（１）	
	農村環境計画策定事業	農村計画課	農業農村整備実施計画費等補助金交付要綱	第３号－（４）	
	土地改良施設リスク管理強化対策事業	農地管理課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	水利施設等保全高度化事業	農地管理課	土地改良関係施設補助金交付要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱	第３号－（１）	
	震災対策農業水利施設整備事業	農地管理課	農地防災事業等補助金交付要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱	第３号－（１）	
	防災重点農業用ため池評価事業	農地管理課	農地防災事業等補助金交付要綱	第３号－（１）	
	農村環境整備事業実施計画	農村計画課	土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱	第３号－（２）	
	団体営水利施設長寿命化対策事業	農村基盤整備課	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱	第３号－（２）	
	団体営農業農村施設維持管理事業	農村基盤整備課	土地改良事業関係補助金交付要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱	第３号－（２） 第３号－（８）	
	農用地等集団化事業	農村基盤整備課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（９）	
	特定農業用管水路等特別対策事業	農村基盤整備課	農地防災事業等補助金交付要綱	第３号－（２）	
	土地改良区体制強化事業				
	施設・財務管理強化対策　施設	農地管理課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	施設・財務管理強化対策　財務	農村計画課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	受益農地管理強化対策	農地管理課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	統合整備強化対策	農村計画課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	研修・人材育成	農地管理課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	農業基盤整備促進事業	農村振興課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	基盤整備事業	農村振興課	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	第３号－（２）	
	国営造成施設維持管理適正化事業	農地管理課	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	第３号－（２）	
	農地農業用施設災害復旧事業	農村基盤整備課	農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱	第３号－（１１）	
	農業用施設災害関連事業	農村基盤整備課	農地防災事業等補助金交付要綱	第３号－（１３）	
	農地災害関連区画整備事業	農村基盤整備課	農地防災事業等補助金交付要綱	第３号－（１３）	
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	農村基盤整備課	農地防災事業等補助金交付要綱	第３号－（１３）	
	農地農業用施設災害復旧事業査定設計委託費	農村基盤整備課	農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱	第３号－（１２）	
	土地改良施設維持管理適正化事業（緊急整備型（交付金））	農地管理課	農地防災事業等補助金交付要綱 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱	第３号－（２）	
	土地改良施設突発事故復旧事業	農地管理課	土地改良事業関係補助金交付要綱	第３号－（２）	
	ため池維持管理事業	農地管理課	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	第３号－（２）	
農山漁村地域整備交付金	調査設計事業	農村振興課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（２）	
	福島県経営体育成促進事業				
	（高度化支援型）調査・調整事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（５）	
	（高度化支援型）高度経営体集積促進事業　ほか	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（６）	
	（高度化支援型）耕地利用高度化推進事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（７）	
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（１）	
	ため池等整備事業	農地管理課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（１）	
	農地保全整備事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（１）	
	農業用河川工作物応急対策等事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（１）	
	農業集落排水事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（２）	
	農業集落排水事業（最適整備構想）	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（８）	
	団体営農業農村施設維持管理事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（２）	
	集落基盤再編・整備事業	農村基盤整備課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（２）	
	集落基盤再編・整備事業（実施計画策定）	農村計画課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（４）	
	基盤整備促進事業				
	基盤整備事業	農村振興課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（１）	
	農用地等集団化事業	農地管理課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（９）	
	地形図作成事業	農村計画課	農山漁村地域整備交付金交付要綱	第３号－（１）	
農山漁村振興交付金	農村環境整備事業実施計画	農村計画課	農山漁村振興交付金交付等要綱	第３号－（１４）	

	事　　業　　名	担　当　課	国補助金交付要綱名	「経費の配分」様式	備　　考
福島再生加速化交付金	福島県経営体育成促進事業				
	（高度化支援型）調査・調整事業	農村基盤整備課	福島再生加速化交付金（再生加速化）交付要綱	第３号－（５）	
	（高度化支援型）高度経営体集積促進事業　ほか	農村基盤整備課	福島再生加速化交付金（再生加速化）交付要綱	第３号－（６）	
	（高度化支援型）耕地利用高度化推進事業	農村基盤整備課	福島再生加速化交付金（再生加速化）交付要綱	第３号－（７）	
県単補助事業	かんがい排水事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	農道整備事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	県単調査設計事業	農村計画課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（２）	
	ほ場整備事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	暗渠排水事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	客土事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	ふるさと環境整備事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	農地造成改良事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	農業水利施設整備補修事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（３）	
	水田畑地化対策支援事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	水田農業改革支援事業	農村振興課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（１）	
	土地改良施設維持管理適正化事業	農地管理課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（２）	
	藤沼ダム安全管理事業（県単）	農地管理課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（２）	
	農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業	農地管理課	県単（県農業農村整備事業補助金交付要綱）	第３号－（２）	